

## 【厚生労働省調査】令和4年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障がい児・者等実態調査)

### 1 調査の概要【国通知より抜粋】

#### (1) 調査目的

障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。

#### (2) 調査対象

全国5,363国勢調査調査区に居住する在宅の障がい児・者等（障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳）所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象とする。

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障がいのある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

例えば、次のような方は、手帳を持っていない方でも調査対象となります。

- ・ 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- ・ 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- ・ 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- ・ 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- ・ 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- ・ 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・ お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- ・ 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- ・ 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さに持ち上げることが難しい。
- ・ 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- ・ 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- ・ その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

(3) 調査の実施日

令和4年12月1日(木)を調査日として実施

(4) 調査の事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目  
年齢、性別、障がいの原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス  
障がい福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

## 2 本市の調査区

### 24区 141国勢調査調査区

前回(平成28年)調査: 22区 62国勢調査調査区

## 3 調査実施方法

- ① 委託事業者により、調査区全戸へ「調査のお知らせ」等をポスティング
- ② 調査区住民より、「調査回答書」を受領(郵送・FAX)
- ③ 調査対象の方がいらっしゃる世帯に、「調査票」を送付(希望者には訪問説明)
- ④ 調査対象の方がいらっしゃる方より、「調査票」を受領(郵送)
- ⑤ 「調査票」を厚生労働省へ送付

## 4 広報及び調査関係先への説明等

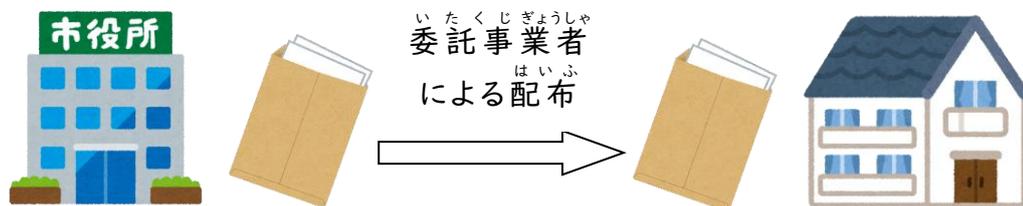
令和4年	10月	19日	大阪市障がい者施策推進会議
令和4年	11月	上旬	福祉・健康部会
			区役所福祉業務主管課長会
			区役所生活支援担当課長会
			区役所保健業務主管課長会
			民生委員・児童委員会長連絡協議会
		中旬	区社会福祉協議会事務局長会
			関係団体
			ホームページによる周知
		21~28日頃	調査区全戸へポスティング
	12月	上旬	区広報誌への掲載(全市情報)
		13~20日頃	調査票送付(希望者への調査員訪問)
令和5年	1月	10日	調査票の回答期限

# ちょうさ なが 調査の流れ

資料2 参考

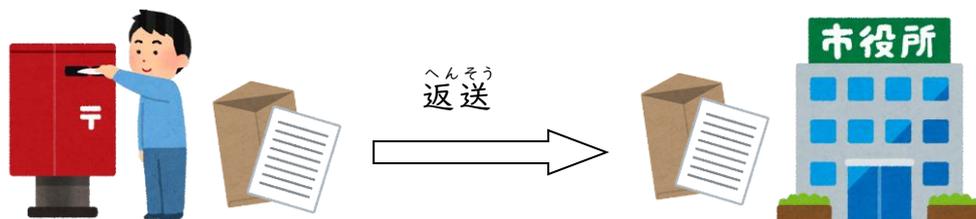
こんかい ねが  
今回お願いするのは、この部分です。

- ① 大阪府から「調査のお知らせ」と「調査回答書」の入った封筒を配布しました。

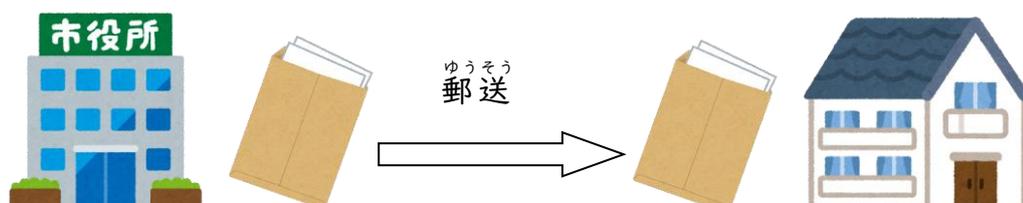


- ② 「調査のお知らせ」をご確認いただき、調査にご協力いただける場合は、「調査回答書」をご記入いただき、返信用封筒にて返送してください。(FAXでも返送は可能です)

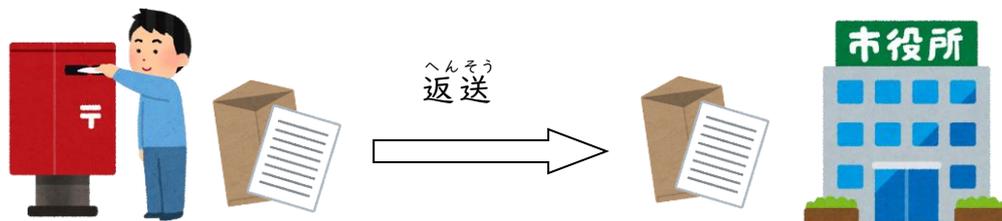
ちょうさたいしやう かた せいかつ  
調査対象の方(生活のしづらさがある方)がいらっしやらない世帯は、これで  
ちょうさしゆうりやう  
調査終了です。



- ③ 調査対象の方(生活のしづらさがある方)がいらっしやる世帯は、後日、大阪府から調査票が届きます。(希望される方には調査員がうかがいます)



- ④ 調査票が届きましたら、記入例を見ながら回答いただき、返信用封筒にて返送してください。



- ⑤ 皆様から返送いただきました調査票は、大阪府から厚生労働省へ送付します。

